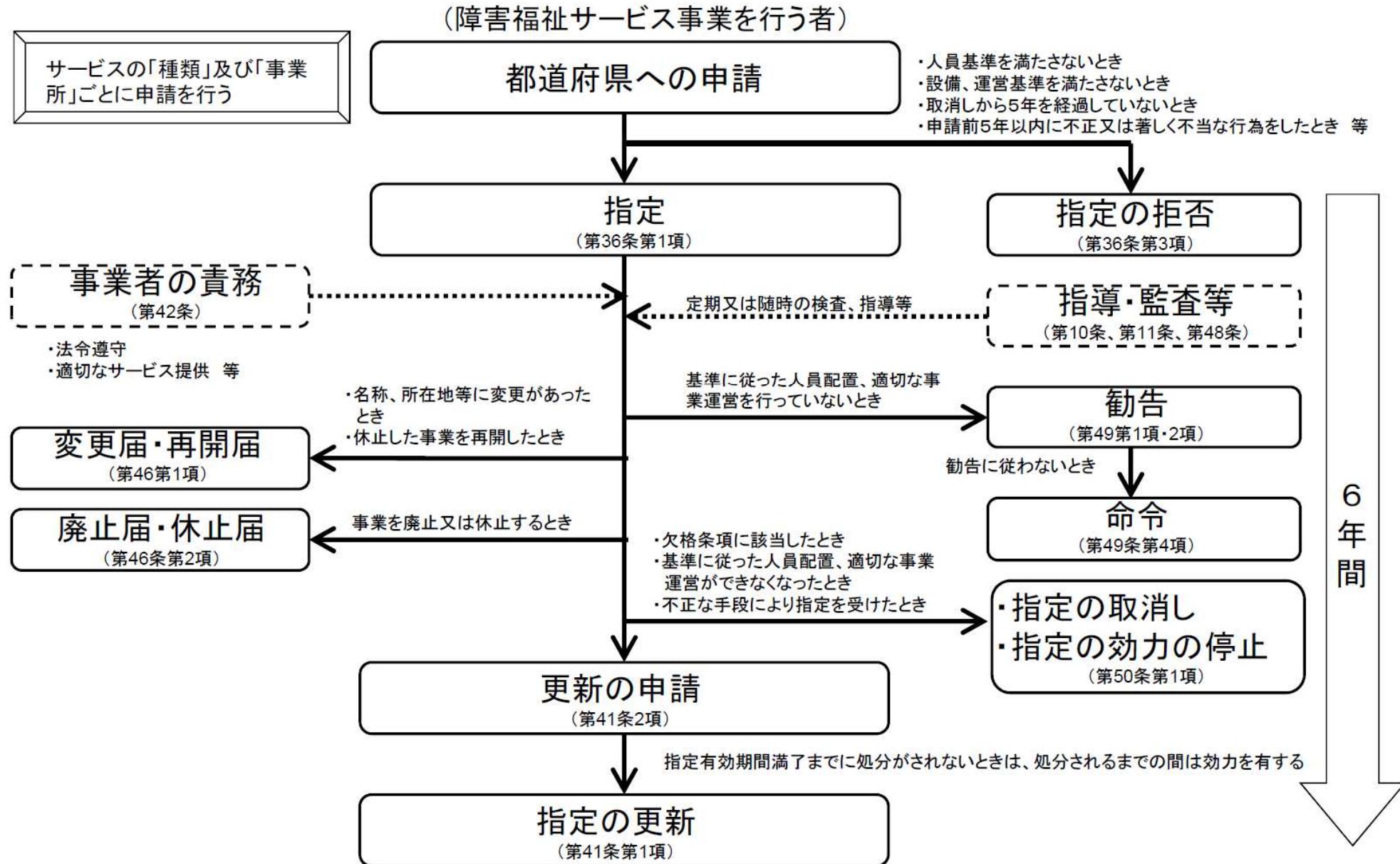


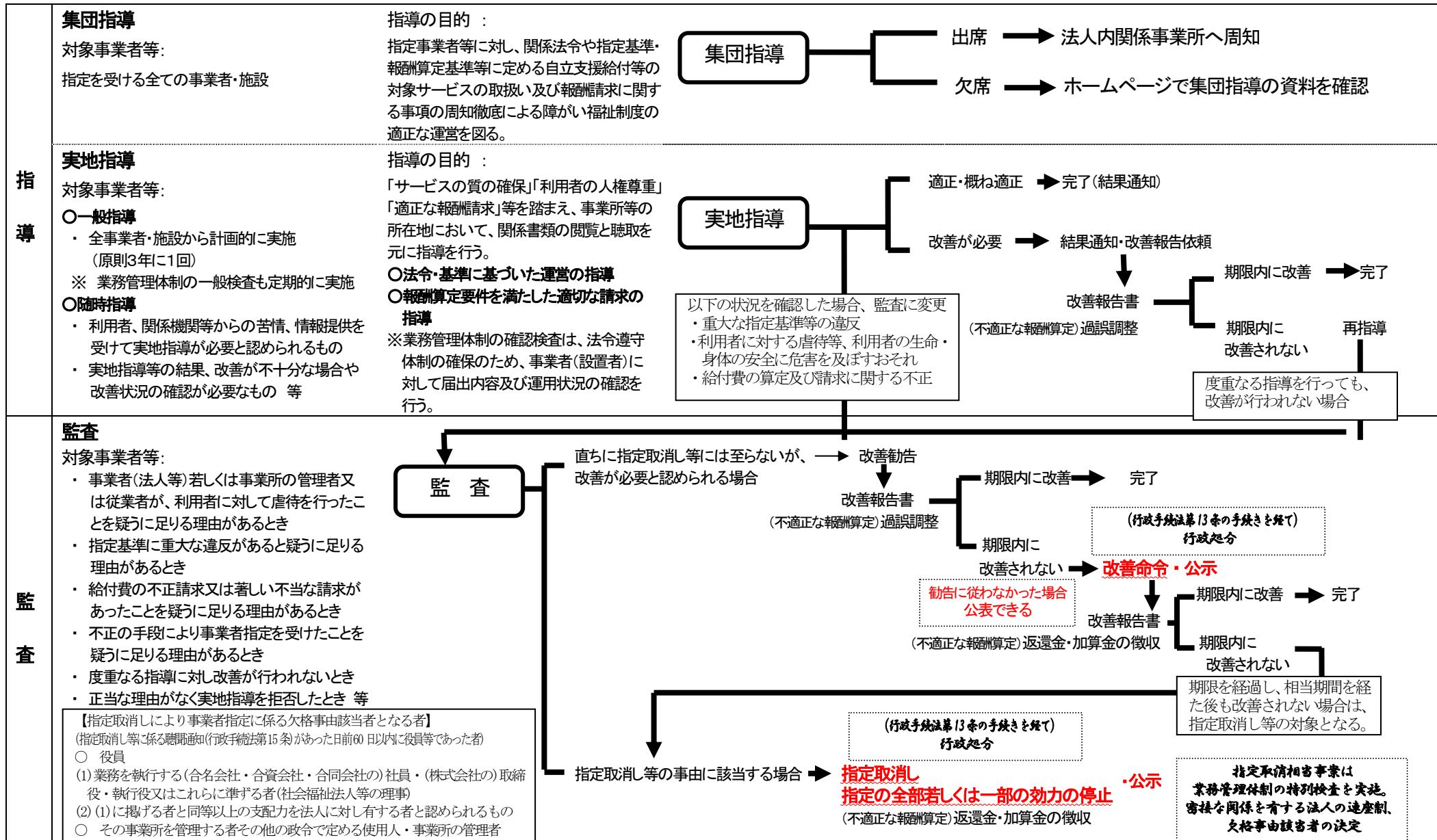
※障害福祉サービス事業者の場合（他の事業者も同様の流れ）

（参考）

## 障害福祉サービス事業者の指定等手続の流れ



## 指定障害福祉サービス事業者等に対する指導及び監査フロー図（障害者総合支援法、児童福祉法関係）※「総支法」「児福法」と略



### 根拠法令

- 指導: 総支法第10条(全事業者→市町村)、第11条(全事業者→都道府県・国)／児福法第57条の3の2(指定障害児通所支援事業者→市町村)、第57条の3の3(指定障害児通所支援事業者→都道府県・国)、第24条の15(指定障害児入所施設等→都道府県)
- 監査: 総支法第48条(指定障害福祉サービス事業者・指定障害者支援施設→市町村・都道府県)、第51条の27(指定一般相談支援事業者→市町村・都道府県・指定特定相談支援事業者→市町村)／児福法第21条の5の22(指定障害児通所支援事業者→市町村・都道府県)、第24条の15(指定障害児入所施設等→都道府県)、第24条の34(指定障害児相談支援事業者→市町村)／業務管理体制の確認検査: 総支法第51条の3(指定障害福祉サービス事業者・指定障害者支援施設)、第51条の32(指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者)／児福法第21条の5の27(指定障害児通所支援事業者)、第24条の19の2(指定障害児入所施設)、第24条の39(指定障害児相談支援事業者)